

弥富市公共下水道事業に係る下水道承認工事取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事（以下「下水道承認工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(施工業者)

第2条 下水道承認工事を行う施工業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、過去5年以内に本市において下水道承認工事を行った施工業者は、この限りでない。

- (1) 本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (2) 一般建設業許可又は特定建設業許可（土木一式工事）を有すること。
- (3) 公道内における下水道工事に係る海部管内の官公庁発注工事のうち、申請年度の4月1日前10年間に於いて施工及び完了した実績を有すること（下請けとしての実績は除く。）。

(下水道施設の技術的基準)

第3条 下水道施設の技術的基準は、愛知県建設局土木工事標準仕様書、弥富市下水道条例（平成21年弥富市条例第19号）、下水道施設計画設計指針と解説及び別表第1に準ずること。

2 前項の技術的基準により難いときは、市長へ協議を行うものとする。

(工事の申請)

第4条 下水道承認工事の承認を受けようとする者「以下「申請者」という。」は、下水道工事承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(審査及び承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認するときは下水道工事承認書により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(審査基準)

第6条 前条に規定する審査は、次に掲げる事項について、申請図の調査、現地調査等により行うものとする。

- (1) 法、弥富市公共下水道条例その他関連する法令に違反していないこと。
- (2) 第2条に規定する施工業者であること。
- (3) 第3条に規定する技術的基準に基づいていること。

(条件)

第7条 市長は、承認する決定を行う場合には、法第33条の規定に基づき、別表第2及び別表第3に定める条件を付すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、工事の内容に応じ、別表第2及び別表第3に規定する条件を変更することができる。

(内容変更)

第8条 申請者は、承認工事の内容を変更（廃止を含む。）するときは、下水道工事変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、承認するときは下水道工事変更承認書により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(占用申請)

第9条 公道等で工事を行う場合は、申請者にて各管理者への占用許可申請書を作成し、提出しなければならない。道路使用許可申請書についても、同様とする。

2 前項に規定する各管理者への申請書の提出については、必要に応じて市長が行うことができる。

(工事中の措置)

第10条 申請者は、下水道工事に関して関係機関への手続及び周辺住民への周知を図り、当該工事に係る苦情等があった場合は、速やかに対応し、その問題解決に努めなければならない。

(承認工事の完了)

第11条 申請者は、下水道承認工事を完了したときは、速やかに下水道承認工事完了届（第3号様式）を市長に提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の完了届が提出されたときは、速やかに完了検査を行い、工事が適正に完了したと認めたときは、下水道承認工事完了検査済証（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の完了検査の結果、不備があると認めた場合は、申請者に対し修補等必要な措置を命じることができる。この場合において、当該必要な措置の完了を承認工事の完了とみなし前2項の規定を適用する。

(施設の譲渡)

第12条 申請者は、下水道承認工事完了検査済証を受理したのち、速やかに下水道施設無償譲渡申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、下水道施設無償譲渡引受書により申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、前項の下水道施設無償譲渡引受書を受理したのち、各管理者から許可された占用の権利について、市長に譲渡する手続を行うものとする。

(監督処分)

第13条 市長は、下水道承認工事に際して、申請者が法令等又は第7条に基づき付された条件に違反した場合は、法第38条第1項の規定に基づき、承認の取消し、条件の変更、行為の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。

(費用負担)

第14条 下水道承認工事に係る費用は、全て申請者の負担とする。

- 2 下水道承認工事に伴う他の埋設管等に係る協議、支障移設等は、全て申請者が行い、これに係る費用は、全て申請者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 申請者は、下水道承認工事の施工に当たり公共下水道施設、道路施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(施工不適合責任)

第16条 市長は、下水道承認工事に係る公共下水道施設に施工不適合がある場合には、申請者に対し相当の期間を定めてその施工不適合の補修を請求し、又は補修とともに損害賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による施工不適合の補修又は損害賠償の請求は、第12条の規定による施設の譲渡引渡日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、その期間を10年とする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

弥富市下水道技術的基準

①流量計算

マンニング公式 粗度係数： $n=0.010$

管きよ断面の余裕率 100%

②流速と勾配

流速： $0.6\text{m/s} \leq V \leq 3.0\text{m/s}$

勾配： $3.0\text{‰} \sim 71\text{‰}$

③管種

本管：PRP（リブ付硬質塩化ビニル管）

取付管：VU（硬質塩化ビニル管）

④管径

本管最小管径：150mm

取付管最小管径：100mm

⑤土被り

本管最小土被り：0.8m（やむ得ない場合は、別途協議）

取付管最小土被り：0.6m（側溝及び地下埋設物に支障がなく、柵設置が可能であること）

⑥素掘り工法と土留め工法

素掘り工法：掘削深さ1.5m未満

土留め工法：掘削深さ1.5m以上

⑦管路延長

70m以下

⑧マンホールの設置

会合点は、1号以上とする。

マンホールには、可とう継手を使用する。

小型マンホールの連続使用は不可

小型マンホールの適用深さ2.0m以下

⑨マンホールの構造

T-25：車道幅員5.5m以上

T-14：車道幅員5.5未満、歩道部

人孔深さ2.0mを超える場合、転落防止付蓋を使用する。

マンホール蓋のデザインは、弥富市指定のものとする。

歩道部では、カラー蓋を使用する。

⑩副管工

上下流の落差60cm以上の場合に設置すること（原則内副管とする）。

1個までは1号マンホール、2個以上は2号マンホールとすること。

⑪曲点について

原則、折れ点（曲点）は認めない。

⑫取付管

勾配：10‰以上

設置間隔：1.0m以上

既設管に接続する場合はメカロックを使用する。

本管と合わせて施工する場合はT字管を使用する。

起点人孔に接続する場合は、以下のとおりとする。

1号人孔：4箇所まで 0号人孔：2箇所まで 小型人孔：1箇所まで

マンホールの削孔間隔は10cm以上

別表第2（第7条関係）

条件（一般事項）

- 1 施工業者は、あらかじめ市長に届け出てその指示を受けて施工するものとする。また、公衆公害、労働災害、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- 2 承認を受けた工事の内容を変更しようとするときは、下水道工事変更承認申請書を市長に提出し承認を受けること。
- 3 工事完了後、下水道承認工事完了届を提出し、市長の完了検査を受けなければならない。
- 4 検査時にマンホール内に入出入りする場合は、検査開始直前に市職員立会いのもと、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガスの有無を調査すること。
- 5 施工した工作物、物件若しくは施設又は各管理者から受けた占用の権利は、完了検査に合格した後に無償で弥富市に帰属するものとする。申請者は、検査合格後速やかに譲渡に関する手続きを行うこと。
- 6 工事及び検査に関する一切の費用は、申請者の負担とする。
- 7 工事着手前と完了後の写真、保安設備及び各工種の断面を数値的に判断できるもの並びに接続については、その接合部分の写真を提出すること。
- 8 出来形管理表及び出来形図を提出すること。
- 9 本管を整備する場合は、テレビカメラ調査を実施し報告書を提出すること。
- 10 各管理者から占有許可を受けること及び許可条件を遵守し施工すること。
- 11 舗装復旧の舗装構成及び復旧範囲は、道路管理者と協議し決定すること
- 12 道路使用許可は必要な手続を行い、許可条件を遵守し施工すること。
- 13 施工後から工事完了後2年以内に道路の陥没等が発生した場合、申請者の責任により復旧すること。ただし、申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、その期間を10年とする。
- 14 公共ますに接続する場合、宅地内排水設備計画確認申請書を提出すること。
- 15 公共ますへの接続は完了検査後に行うこと。
- 16 その他不明な点については、その都度市職員と協議すること。

別表第3（第7条関係）

工事施工に関する注意事項

- 1 申請者、設計者及び施工業者は、市職員の指示事項及び協議事項を共有し、十分な意思疎通をはかること。
- 2 施工者は、現地調査及び地下埋設物調査を行い、設計内容を十分に把握した上で工事に着手すること。
- 3 弥富市公共下水道標準図を参照すること。
- 4 マンホール高さの調整は、調整駒及び早強無収縮モルタルを使用すること。
- 5 埋設テープを必ず設置すること。
- 6 取付管は、逆勾配とならないよう十分に注意して施工すること。また、管民境界で取付管の管口をキャップする場合は、土砂等が侵入しないように注意すること。
- 7 公共ますの設置のみの場合、取付管と本管の接合部は、メカロックを使用すること（既設本管の管種がハイセラ管の場合、市職員に確認すること。）。
- 8 埋戻しはRC-40を使用し、一層仕上がり厚は、20cm以下とすること。
- 9 「愛知県建設局土木工事標準仕様書」及び「弥富市下水道施工管理基準」に基づき、施工状況写真及び出来形管理写真を撮影すること。
- 10 工事中は工事標識を設け、夜間は赤色灯により事故が起きぬよう特に注意すること。
- 12 機材その他土砂等を水路上等に放置し、通水等に支障を与えぬこと。
- 13 工事中他の構造物を損傷した場合は、速やかに市職員に報告し、復旧すること。
- 14 工事の施工に起因して事故が発生した場合、直ちに応急措置を講ずるとともに、市職員に連絡し指示を受けること。
- 15 工事中やむを得ず工事内容を変更する必要があるときは、市職員と協議すること。
- 16 取付管を設置するときは、地権者に取付管位置の確認をとること。
- 17 舗装仮復旧は、即日で行うこと。
- 18 舗装本復旧は、原則として管布設から2週間以上の間隔を空けること。

下水道工事承認申請書

年 月 日

（宛先）弥富市長

申請者 住所
氏名
電話
連絡先 氏名
電話

下記のとおり、下水道施設の工事について承認申請します。

工事の場所	弥富市		地先
	施設名・開発名等		
工事の目的			
構造及び数量	下水道施設		
	人孔 1 号組立マンホール コンクリート製小型マンホール 本管 PRP φ 150 取付管 VU φ 100 公共ます	基 基 m m (箇所) 箇所	
工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事の施工業者及び現場監督員	施工業者 会社名		連絡先
	施工業者の監督員 氏名		連絡先
添付書類	①位置図 ②平面図 ③縦・横断図 ④構造図 ⑤舗装復旧図 ⑥その他事業管理者が必要と認めるもの		

下水道工事承認書

上記の下水道施設の設置について、別紙の条件を付し承認します。

弥下第 号
年 月 日

申請者様

弥富市長 印

下水道工事変更承認申請書

年 月 日

（宛先）弥富市長

申請者 住所
氏名
電話
連絡先 氏名
電話

下記のとおり、変更承認申請します。

前回の承認番号及び年月日	弥下第 号 年 月 日	
変更事項		
変更内容	変更前	変更後
理由		

下水道工事変更承認書

上記の変更内容について承認します。

弥下第 号
年 月 日

申請者様

弥富市長

印

第3号様式（第11条関係）

下水道承認工事完了届

年 月 日

(宛先) 弥富市長

申請者 住所
氏名
電話
連絡先 氏名
電話

下記のとおり、完了しました。

承認番号 及び年月日	年 月 日 弥下第 号		
工事の場所	弥富市		地先
	施設名・開発名等		
工事の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
工事の施工業者及 び現場監督員	施工業者 会社名 連絡先		
	施工業者の監督員 氏名 連絡先		
添付書類	①出来形図 ②出来形管理表 ③工事写真 ④テレビカメラ調査報告書（本管整備の場合）		

下水道承認工事完了検査済証

年 月 日

様

弥富市長 印

下記のとおり、承認した工事については、弥富市公共下水道事業に係る下水道承認工事取扱要綱第10条第 2 項に規定する検査に合格したことを証明する。

記

承認番号 及び年月日	弥下第 号 年 月 日	
工事の場所	弥富市 地先	
	施設名・開発名等	
工事の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
工事完了年月日	年 月 日	
申請者		
施工業者		
検査年月日	年 月 日	
検査結果	合格	

下水道施設無償譲渡申請書

年 月 日

（宛先）弥富市長

申請者 住所
氏名
電話

下記のとおり、下水道施設の譲渡について申請します。

承認番号 及び年月日	弥下第 号 年 月 日		
工事の場所	弥富市		地先
	施設名・開発名等		
検査年月日	年 月 日		
物件調書	下水道施設 人孔 1 号組立マンホール 基 コンクリート製小型マンホール 基 本管 PRP φ 150 m 取付管 VU φ 100 m (箇所) 公共ます 箇所		
譲渡の理由	第 3 者接続及び維持管理に支障をきたすおそれがあるため、市に無償譲渡したい。		
道路占用等の許可 番号及び年月日 （原本を添付すること）	弥土第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	

下水道施設無償譲渡引受書

上記の下水道施設について、今後市有財産として管理運営する所存で
ありますので、引き受けいたします。

年 月 日

申請者様

弥富市長

印